

自治事務と法定受託事務

自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの
- 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの、

＜主な例＞ 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

法律・政令に基づかずに任意で行うもの、

＜主な例＞ 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

いずれもある。

- 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245の4）
（是正の勧告（法 § 245の6））
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245の4）
- ・ 協議
- ・ 是正の要求（法 § 245の5）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 同意、許可・認可・承認、指示
一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与
できる限り設けない

法定受託事務

- 国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
- 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。

＜主な例＞ 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

- 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245の4）
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245の4）
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示（是正の指示（法 § 245の7））
- ・ 代執行（法 § 245の8）

※その他個別法に基づく関与

- ・ その他の関与
できる限り設けない